

日南市LINE公式アカウント運用規定

1 目的

本規定は、日南市（以下「本市」という。）が提供するLINE公式アカウント（以下「本アカウント」という。）の運用に関する事項について定めます。

2 適用の範囲

本規定は、本アカウントを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用され、本アカウントを利用することにより、本規定に同意されたものとみなします。

なお、利用者は本アカウント上で提供されるサービス（以下「本サービス」という。）のご利用にあたっては、本ポリシーに加え、LINEヤフー株式会社が定める各種利用規約等を遵守するものとします。

3 アカウント名、URL及び担当所属

- (1) アカウント名：日南市役所(ID：@nichinancity)
- (2) 担当所属：日南市総合政策部秘書広報課

4 利用者の責任

- (1) 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線等を自己の費用と責任において用意し、適切に操作するものとします。
- (2) 利用者は、自己のLINEアカウント及び登録情報の管理責任を負い、その利用について一切の責任を負うものとします。
- (3) 利用者は、本サービスを通じて行った申請の内容及び結果について、その責任を負うものとします。

5 個人情報の取扱い

- (1) 本市は、本サービスの提供にあたり取得した利用者の個人情報を、日南市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。
- (2) 本サービスを通じて取得した個人情報は、本サービスの提供、運営、改善及び利用状況の把握、統計分析並びに本市からの情報提供の目的の範囲内で利用します。
- (3) 本市は、法令に定める場合を除き、利用者の同意なく個人情報を第三者に開示または提供しません。

6 知的財産権

本アカウントに掲載している全ての情報(文字、画像等)に関する知的財産権は、市又は

原著作者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製及び転用することはできません。

7 禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 虚偽の情報を提供し、または不正な手段で本サービスを利用する行為
- (2) 本市または第三者の著作権、肖像権、プライバシー権、その他の権利を侵害する行為
- (3) 本市または第三者を誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為
- (4) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信または書き込む行為
- (5) 本サービスの運営を妨害し、または本市に不利益を与える行為
- (6) 法令、本規定または公序良俗に違反する行為
- (7) 本サービスを本来の目的以外で利用する行為
- (8) その他、本市が不適切と判断する行為

8 本アカウント運用の基本方針

- (1) 本アカウントは、次のサービスを提供することを目的としています。
 - ① 行政情報の提供
 - ② 道路損傷の通報受付
 - ③ 各種申請・申込みの受付
 - ④ その他日南市が必要と認めるサービス
- (2) LINE利用者を対象としています。
- (3) 情報の更新は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までの間に必要に応じて行います。
- (4) 本アカウントは、予告なく終了、削除、延長する場合があります。
- (5) 本アカウントに対し、利用者から投稿されたコメントや画像等について、原則として本市から返信することはありません。

9 免責事項

- (1) 本市は、本アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 本市は、利用者がアカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより生じた直接又は間接的な損害については、一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、本アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、本アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又は

その被った損害については、一切の責任を負いません。

(4) 本市は、利用者により投稿された情報については、一切の責任を負いません。

(5) 本市は、予告なく本アカウントの掲載情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止する場合があります。

(6) 市は、LINEヤフー株式会社又は第三者が提供するソフトウェア、アプリ等の機能、利用方法、技術的な内容等に関する質問、問い合わせ等に関しては、一切回答しません。

10 本規定の変更

(1) 本市は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規定を任意に変更することができるものとします。

(2) 本規定を変更する場合、本市は、変更後の規定の効力発生時期を定め、かつ、変更後の規定の内容及び効力発生時期を本サービス内の表示その他本市が適切と判断する方法により利用者に周知するものとします。

(3) 変更後の本規定は、前項により周知された効力発生時期から適用されるものとします。

附則

令和8年6月1日 制定